

北秋田市告示第 124 号

北秋田市道路占用料減免取扱要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 24 日

北秋田市長 津 谷 永 光

北秋田市道路占用料減免取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、北秋田市道路占用料徴収条例（平成 17 年北秋田市条例第 192 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定による道路占用料の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象及び額)

第 2 条 道路占用料の減免の対象及び減免後の道路占用料の額は、条例に定めるもののほか、別表による。

(申請)

第 3 条 占用者が、道路占用料の減免を受けようとする場合には、道路占用料減免申請書（様式第 1 号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、北秋田市道路占用規則（平成 17 年北秋田市規則第 137 号。以下「規則」という。）第 2 条から第 4 条までに規定する申請書と併せて提出しなければならない。

(通知)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請を行った占用者に対し、道路占用料減免承認（不承認）通知書（様式第 2 号）により、別に定めがある場合を除くほか、その結果を通知しなければならない。ただし、承認する場合にあっては、規則第 5 条に規定する道路占用許可書及び回答書に減免内容を記載することにより通知書に代えることができるものとする。

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

	減額の対象	減免後の道路占用料の額
1	電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添加された広告（以下「添加広告」という。）及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告（突出看板）のうち、表裏2面に表示しているもの	条例で定める額に70パーセントを乗じて得た額（添加広告のうち、巻付広告については、条例で定める額に35パーセントを乗じて得た額）
2	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）	条例で定める額に80パーセントを乗じて得た額
3	前号の電線類と一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）	条例で定める額に9分の1を乗じて得た額
4	道路法施行令（昭和27年政令第479号）第16条の3に規定する歩行者利便増進施設等（占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合に限る。）	条例で定める額に10パーセントを乗じて得た額
5	前各号に掲げるもののほか、慣行等から条例で定める額の占用料を徴収することが不適當であると市長が認めたもの	条例で定める額に市長が定める率を乗じて得た額

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

北秋田市長 様

住所
氏名

道路占用料減免申請書

次のとおり道路占用料の減免を申請します。

占用の場所	北秋田市
占用の目的	
占用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
減免の理由	

年 月 日

様

道路管理者 北秋田市長

道路占用料減免承認（不承認）通知書

次のとおり占用料の減免を決定したので通知します。

決定区分	☐ 免除する ☐ 減額する ☐ 免除しない
許可番号	指令北秋建第 号
占用の場所	北秋田市
占用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
占用料（当初）	
減免内訳	
条件	
備考	